

○三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱

平成31年3月28日

告示第56号

改正 令和2年3月27日告示第67号

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市空き家バンク実施要綱(平成24年三豊市告示第251号。以下「実施要綱」という。)第2条第5号に規定する空き家バンク(以下「空き家バンク」という。)に登録された空き家バンク登録住宅の賃借に要する費用の一部について、予算の範囲内で三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、空き家の利活用及び本市への移住・定住の促進を図るため、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 本市の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠があることをいう。
- (2) 空き家バンク住宅 実施要綱第2条第2号に規定する住宅で、本市の区域内に存する空き家バンクに登録されたものうち、賃貸借したものをいう。
- (3) 家賃 住宅の賃貸借契約に定められた賃借料から管理費、共益費、駐車場使用料等(以下「共益費等」という。)を減じた額
- (4) 初期費用 住宅の賃貸借契約締結に関して要した礼金及び不動産取引手数料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 平成31年4月1日以降に空き家バンク住宅を賃借した契約者本人であること。
 - (2) 本市への定住の意思を持って空き家バンク住宅に居住している者であること。
 - (3) 世帯全員に市税の滞納がないこと。
 - (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定する住宅扶助その他公的家賃補助を受けていないこと。
 - (5) 補助対象者及びその者と生計を一にする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員に該当しないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。
- (1) 企業等の人事異動、就学等により市内の区域内に定住しないことが明らかであると市長が認める場合
 - (2) 過去に補助金の交付を受けたことがある場合。ただし、次条第1項に規定する補助対象の期間内であって、空き家バンク住宅に居住するときを除く。
 - (3) 三豊市移住促進・家賃等補助金交付要綱(平成28年三豊市告示第138号)に基づく三豊市移住促進・家賃等補助金(以下「移住促進補助金」という。)又は三豊市移住促進・新婚世帯家賃補助金交付要綱(平成31年三豊市告示第55号)に基づく三豊市移住促進・新婚世帯家賃補助金(以下「新婚世帯補助金」という。)の交付を受ける予定がある場合
 - (4) 過去に三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金交付要綱(平成24年三豊市告示第256号)に基づく三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金(以下「若者定住補助金」という。)、三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金交付要綱(平成27年三豊市告示第55号)に基づく三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金(以下「空き家リフォーム補助金」という。)、移住促進補助金又は新婚世帯補助金の交付を受けたことがある場合
 - (5) 過去に若者定住補助金又は空き家リフォーム補助金の交付を受けた住宅を賃借する場合
 - (6) 申請者を含む世帯員のいずれかが三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱(令和元年三豊市告示第18号)に基づく三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金の交付を受けたことがある場合

(補助金の交付対象)

第4条 補助金のうち空き家バンク住宅の家賃に関する補助金(以下「家賃補助金」という。)の対象は、補助金の交付申請をした日の属する月の翌月から空き家バンク住宅に居住した日の属する月の翌月から起算して24箇月目までの家賃を対象とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が空き家バンク住宅に居住した日の属する月の翌月から補助金の交付申請をした日の属する月までに支払を完了した家賃については、補助金の交付申請をした年度と同一年度内の家賃に限り、補助金の対象とすることができる。
- 3 補助金のうち空き家バンク住宅の初期費用に関する補助金(以下「初期費用補助金」という。)の対象は、補助対象者が交付申請前に支払を完了した空き家バンク住宅の賃貸借契約に関して要した初期費用とする。ただし、家賃補助金の交付対象の期間内に交付申請をしたものに限る。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、家賃補助金と初期費用補助金の合計額とする。

- 2 家賃補助金の額は、家賃から事業主が従業員に対して支給する住宅に関する全ての手当その他負担額(以下「住宅手当等」という。)を減じた額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)又は1万円のいずれか低い額に交付対象月数を乗じて得た額とする。
- 3 初期費用補助金の額は、補助対象者が交付申請前に支払を完了した初期費用の合計額から住宅手当等を減じた額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)又は3万円のいずれか低い額とする。ただし、同一の者に対する初期費用補助金の交付回数は、1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、空き家バンク住宅・家賃等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(続柄の記載されたもの)
- (2) 住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の合計額及びその内容が分かる書類の写し(初年度に限る。)
- (4) 債権者登録申出書(初年度に限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 初年度の交付申請は、空き家バンク住宅の賃貸借契約の締結及び空き家バンク住宅に居住した日以後速やかに、次年度以降の交付申請は、毎年4月中に行わなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、必要な条件を付して、空き家バンク住宅・家賃等補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定の内容を変更し、又は中止しようとするときは、空き家バンク住宅・家賃等補助金変更等申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(交付決定の変更等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、空き家バンク住宅・家賃等補助金交付変更等決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、3月31日までに空き家バンク住宅・家賃等補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 家賃及び初期費用の支払が完了したことを証明する書類の写し(初期費用については、初年度に限る。)

(2) 市税に滞納がないことの証明(世帯全員)

(3) 住宅手当支給証明書(様式第6号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告された書類等を審査し、必要に応じて聴き取り等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家バンク住宅・家賃等補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに空き家バンク住宅・家賃等補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助金の交付申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(2) 補助金の交付決定後、補助対象者の要件を満たさないと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したことにより交付決定者に生じた損害については、市長は、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第67号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

空き家バンク住宅・家賃等補助金交付申請書

三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金の交付を受けたいので、下記のとおり三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 (①+②)	金 円
空き家バンク住宅の所在地	三豊市
家賃補助金【①】	{1箇月の賃借料 () 円 ー共益費等 () 円ー住宅手当等 () 円} × 1/2 = () 円【A】 ※千円未満切捨て 【A】と 10,000 円のいずれか低い額 () 円【B】
	【B】 () 円 × () 箇月 = () 円【①】 (交付対象期間 年 月 ~ 年 月) ※既に交付済月数 () 箇月分
初期費用補助金【②】 (初年度に限る。)	礼金 () 円 不動産取引手数料 () 円 {合計 () 円ー住宅手当等 () 円} × 1/2 = () 円【C】 ※千円未満切捨て
	【C】と 30,000 円のいずれか低い額 () 円【②】
賃貸借契約日	年 月 日
空き家バンク住宅に居住した日	年 月 日

(裏)

【誓約に関する事項】

私は、補助金の申請に当たり、下記事項を厳守及び同意することを誓約します。

記

- 1 申請時において、三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱第3条第1項各号に掲げる全ての要件を満たしています。
- 2 交付決定後の事情の変更により三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱第3条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、直ちに三豊市に申し出ます。
- 3 申請時において、三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当いたしません。
- 4 次に掲げる事項について、市長が、照会・確認することに対して同意します。
 - (1) 生活保護の住宅扶助を受けていないこと。
 - (2) 三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金の交付を受けていないこと。
 - (3) 三豊市移住促進・家賃等補助金の交付を受ける予定がないこと。
 - (4) 三豊市移住促進・新婚世帯家賃補助金の交付を受ける予定がないこと。
 - (5) 三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金の交付を受けていないこと。
 - (6) 三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金の交付を受けていないこと。
 - (7) 申請者を含む世帯全員が、三豊市東京圏 UJI ターン移住支援補助金の交付を受けていないこと。

申請者氏名 (自署)

㊟

添付書類

- (1) 世帯全員の住民票の写し (続柄の記載されたもの)
- (2) 住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の合計額及びその内容がわかる書類の写し (初年度に限る。)
- (4) 債権者登録申出書 (初年度に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長

印

空き家バンク住宅・家賃等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付申請のあった三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円 (①+②)
- 2 交付決定額の内訳
 - ① 家賃補助金 円
(年 月支払分～ 年 月支払分)
 - ② 初期費用補助金 円
- 3 交付の条件
 - (1) 交付申請の内容を変更し、又は中止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 交付申請者に支払う補助金の額は、実績報告書及び添付書類の内容を審査した上で確定させるものとする。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

空き家バンク住宅・家賃等補助金変更等申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知があった補助対象の内容について、下記のとおり（変更・中止）したいので、三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

変更・中止の内容		
変更を必要とする理由		
交付決定額	変更前	変更後
	円	円

添付書類

- (1) 変更の内容がわかる資料の写し（住宅の賃貸借契約書の写し等）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長

印

空き家バンク住宅・家賃等補助金交付変更等決定通知書

年 月 日付けで補助金の変更等申請のあった三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金については、下記のとおり交付決定の内容の（変更・取消し）をしたので、三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 変更

(1) 補助金の交付決定額

補助金の額（変更前）	円
（変更後）	円（①+②）

(2) 変更後の交付決定額の内訳

① 家賃補助金	円
② 初期費用補助金	円

(3) 交付の条件

- ア 交付申請の内容を変更し、又は中止する場合は、市長の承認を受けること。
イ 交付申請者に支払う補助金の額は、実績報告書を審査した上で確定させるものとする。

2 取消し

(取消理由)

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

空き家バンク住宅・家賃等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知があった三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金について、下記のとおり家賃等の支払が完了したので、三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 家賃等の総支払額 円①+②

内訳

① 家賃の合計額 円
(年 月支払分～ 年 月支払分)

② 初期費用 円

2 添付書類

- (1) 家賃及び初期費用の支払が完了したことを証明する書類の写し(初期費用については、初年度に限る。)
- (2) 市税に滞納がないことの証明(世帯全員)
- (3) 住宅手当支給証明書(様式第6号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

三豊市長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

印

（担当部課名）

（電話番号）

住宅手当支給証明書

住宅手当の支給の状況について、下記のとおり証明します。

記

1 対象者 住 所
氏 名

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

A 住宅手当

年 月 ～ 年 月

住宅手当月額 円

B 初期費用手当 円

(2) 支給していない。

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給する全ての手当等です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長

印

空き家バンク住宅・家賃等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金の額は、下記のとおり確定したので、三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の確定額 円

- 2 確定額の内訳
 - ①空き家バンク住宅家賃補助金 円
(年 月支払分～ 年 月支払分)
 - ②空き家バンク住宅初期費用補助金 円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

三豊市長 様

請求者 住所
氏名 ⑩
電話番号

空き家バンク住宅・家賃等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知があった三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金について三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		本(支)店名	
口座種目	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

備考 口座名義人は、交付決定者（請求者）と同一の者とする。

- 様式第1号(第6条関係)
- 様式第2号(第7条関係)
- 様式第3号(第8条関係)
- 様式第4号(第9条関係)
- 様式第5号(第10条関係)
- 様式第6号(第10条関係)
- 様式第7号(第11条関係)
- 様式第8号(第12条関係)